

南九州市子ども医療費給付条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月3日

南九州市長 塗木 弘幸

## 南九州市条例第10号

### 南九州市子ども医療費給付条例等の一部を改正する条例

(南九州市子ども医療費給付条例の一部改正)

第1条 南九州市子ども医療費給付条例(平成19年南九州市条例第94号)の一部を次のように改正する。

第8条の見出し中「資格者証」を「資格者証等」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、被保険者証及び資格者証に代えて行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードにより、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で受給資格者の資格情報を取得し、及び閲覧することができる場合は、この限りでない。

(南九州市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正)

第2条 南九州市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(平成19年南九州市条例第95号)の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「受給資格者証」を「受給資格者証等」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、受給資格者証に代えて行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードにより、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で受給資格者の資格情報を取得し、及び閲覧することができる場合は、この限りでない。

(南九州市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正)

第3条 南九州市重度心身障害者医療費助成条例(平成19年南九州市条例第100号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第2条第1項第4号」を「前条第1項第4号」に改める。

第7条第3項中「被保険者証等」を「医療保険各法に規定する被保険者等であることを証する書面等(以下「被保険者証」という。)」に、「当該保健医

療機関等」を「当該保険医療機関等」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、受給資格者証及び被保険者証に代えて行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードにより、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で受給資格者の資格情報を取得し、及び閲覧することができる場合は、この限りでない。

#### 附 則

この条例は、令和8年3月23日から施行する。